

監査報告書

平成27年6月10日

国立大学法人宇都宮大学
学長 石田朋靖 殿

国立大学法人宇都宮大学

監事 藤井克己 ⑩

監事 堀 強 ⑩

私たち監事は、国立大学法人法第11条第4項及び同法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定並びに国立大学法人宇都宮大学監事監査規程に基づき、国立大学法人宇都宮大学の平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の業務及び会計について監査を行いましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 業務監査について

業務監査については、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の主要な会議に出席するほか、役員等との懇談及び必要に応じて業務の執行状況等を聴取することにより実施しました。また、重点事項については内部監査室との連携の下、中間・期末監事監査時に、各局部等から書面の提出やヒアリングを行うことにより実施しました。

(2) 会計監査

会計監査については、会計監査人から監査計画と監査方法等について説明を受け、意見交換や必要に応じて会計監査人監査への立ち会いを行い、会計処理の適正性について確認するとともに、中間・期末監事監査等において所用の書面の提出やヒアリング、内部監査室による会計監査結果等を通じて、財務諸表、事業報告書及び決算報告書の適正性について確認しました。

2. 監査の結果

(1) 業務等についての意見

法人の業務は、法令等に従い適正に運営されており、中期目標の着実な達成に向けて、平成26年度年度計画が効果的かつ効率的に実施されていると認めます。併せて、学校教育法、国立大学法人法、独立行政法人通則法等の改正に伴う教授会規程等内規の改正内容について調査確認した結果、改正法の趣旨に照らしたものとなっていると認めます。

(2) 役員の職務執行体制及び業務体制の整備・運用等についての意見

役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制及び法人の業務の適性を確保するための体制（内部統制体制を含む。）は適切に整備・運用されており、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実はないものと認めます。

(3) 会計監査についての意見

①会計監査人の監査の方法及び結果は適正と認めます。

②財務諸表、事業報告書及び決算報告書は法令及び諸規程に準拠しており、法人の財政及び運営状況を正しく示しているものと認めます。